

新産業等用地整備事業に係る特別会計の設置について

平成31年 2月13日

商工観光部

1 趣旨

新産業等用地整備事業の円滑な運営及び経理の適正化を図るため、新産業等用地整備事業費特別会計を設置しようとするものである。

2 内容

新産業等用地整備事業に係る特別会計として、盛岡市特別会計設置条例の一部を改正し、盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計を加える。

3 施行期日

平成31年 4月1日

新産業等用地整備事業の概要

1 事業概要

現在進めている新産業等用地整備事業は、道明地区（全体面積約 11.5ha、学校給食センター用地を除く。）において新たな産業用地の整備を行おうとするものであるが、当該地区の南側については、雨水排水処理などに課題があることから、当面、北側の事業用地約 3.8ha を第一事業区として整備するものである。なお、第一事業区の整備費用については、地方債を活用し、用地売却費等をもって償還金に充てるものである。

2 スケジュール

- 平成29年度 用地測量，不動産鑑定評価，用地取得 等
- 平成30年度 用地取得，実施設計，開発協議，埋蔵文化財調査 等
- 平成31年度 特別会計設置，造成工事 等
- 平成32年度 造成工事（平成33年 2 月竣工予定），用地測量，用地売却 等

